

令和5年4月診療分から

重度心身障害者医療費助成事業の対象となる
公費負担医療が拡大されます！

これまで

(対象となる**公費負担医療が限定**されていました。)

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令〕

●育成医療、更生医療及び精神通院医療

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

●療養介護医療

〔児童福祉法〕

●肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療



これから

(**すべての公費負担医療が対象**となります。)

上記に掲げるこれまでのものを含めて、以下のような公費負担医療制度の一部負担金も対象となります。

【一例】

〔児童福祉法〕 ●小児慢性特定医療

〔母子保健法〕 ●養育医療

〔難病の患者に対する医療等に関する法律〕 ●特定医療など

【担当】 福祉課 障がい・地域支援係